

令和4年度
専門学校生への効果的な経済的支援の
在り方に関する実証研究事業

概要版

2023年3月
株式会社 リベルタス・コンサルティング

1

1. 事業概要

2

1. 事業概要 (1) 事業の目的

本調査の目的

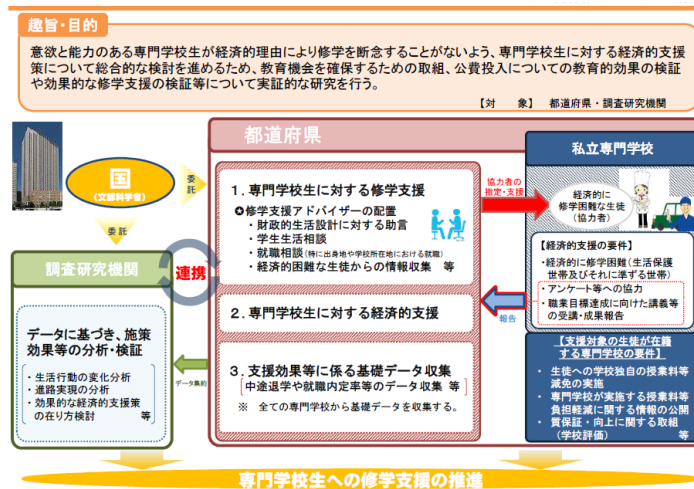
- ◆ 専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場であり、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。
- ◆ 意欲と能力のある専修学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、各専修学校における経済的支援に係る効果的な取組を含め、施策効果等に関するデータを収集し、分析・検証を行うことを通じて、専修学校生に対する経済的支援について総合的な検討を行う。

3

1. 事業概要 (2) 事業全体の枠組み①

■ 本事業の全体の枠組みは、下記の通り。

■ 本事業では、専門学校生に対して実施された経済的支援、修学支援について、データに基づき、施策効果の分析・検証を行った。



4

1. 事業概要 (2) 事業全体の枠組み②

■経済的支援の対象要件は、下記の通り。

■令和2年度より、従来の支援(A)に加え、「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学支援(B)」が開始された。

支援の種類	生徒	学校	支援額
A.修学等のための支援 (従来の対象者)	<p>〔経済的要件〕 勉学に対する意欲がある生徒のうち、以下のいずれかの要件に該当する者。 ア 生活保護世帯の生徒 イ 個人住民税所得割非課税世帯の生徒 ウ 所得割非課税世帯の生徒 エ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒 〔その他の要件〕 ・経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。 ・令和元年度までに専門学校に入学した生徒であり、高等教育の修学支援新制度により支援を受けていない者とする。</p>	<p>ア 私立専門学校専門課程(専門学校)であること ※ただし、営利を目的とした法人が設置した専門学校を除く イ 職業人材の育成を目的としていること ウ 経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料減免の規程を整備し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を決定していること(当該規程に基づき協力者が授業料減免を受けている必要がある) エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概要及び支援総額を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること カ 学校評価(自己評価)を実施し、その結果を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること</p>	<p>・支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内を原則とする。 ・ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は原則として専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。</p>
B.新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学支援	<p>〔経済的要件〕 勉学に対する意欲がある生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒 〔その他の要件〕 ア 経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校または高等専門学校(以下、専門学校等)から授業料減免を受けていること。</p>	<p>ア 私立専門学校専門課程(専門学校)であること ※ただし、営利を目的とした法人が設置した専門学校を除く イ 職業人材の育成を目的としていること ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること(当該制度に基づき協力者が授業料減免を受けている必要がある) エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概要及び支援総額を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること カ 学校評価(自己評価)を実施し、その結果を、原則として当該専門学校のwebページにより公表していること</p>	<p>・支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内を原則とする。 ・ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は原則として専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。 ・支援金の額は専門学校生については2.5万円、高等専門学校生については1.0万円を超えないものとする。</p>

5

1. 事業概要 (3) 高等教育の修学支援新制度について

■令和2年度から新たに「高等教育の修学支援新制度」が開始された(下記図参照)。

■ また、前頁でみたように、国事業では、コロナ禍を原因とする家計急変者を支援対象として追加。

■ そこで、従来の支援(A)に加え、上記2つの支援の効果等を検証する調査を実施。

高等教育の修学支援新制度について (実施時期: 令和2年4月1日/通常国会で法成立: 令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日閣議決定)より】 * 政省令: 令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 (令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)
【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円
 給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校の国・地方負担分(19年度)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学料	授業料	入学料	授業料
大学	約28万円	約94万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約37万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を遂げるのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立	大学・短期大学・専門学校	私立
国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円	
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円	
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円	
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円	

支援対象者の要件

○ 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 ○ 大学等への進学後の学修状況に厳しき要件
大学生等の要件: 国又は自治体による条件確認を受けた大学等が対象
 ○ 学問探究・着実な教育(博士課程)に就いた大学等
 ○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

6

1. 事業概要 (4) 調査概要①

■施策効果の分析・検証を行うために、下記のアンケートを実施した。

調査名		調査対象
学校調査 (専門学校調査)		<ul style="list-style-type: none"> ・全国すべての専門学校を対象に、学生の就学・卒業状況、経済的支援の状況を調査。 ・調査対象数は2,533校 (専門課程を置く私立専修学校)、1,384校から回収 (回収率54.6%)
協力校調査		<ul style="list-style-type: none"> ・国事業に参加している専門学校 (協力校) を対象に、本事業に対する実施状況、効果を調査 ・対象校5校、5校回収
協力者調査	A.修学等のための支援者 (従来の対象者)	<ul style="list-style-type: none"> ・国事業に参加している協力者を対象に、経済的支援の受給状況、国事業等の効果等を調査 ・対象者2名、2名回収
	B.新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者	<ul style="list-style-type: none"> ・国事業に参加している協力者を対象に、経済的支援の受給状況、国事業等の効果等を調査 ・対象者7名、7名回収
	昨年度協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度および令和3年度の協力者で、今年度も専門学校に通っている者 (上記A,Bの協力者を除く) に調査 ・対象者35名、32名回収
卒業生調査		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27～令和3年度の協力者で専門学校を卒業した者を対象に、現在の就職状況等について調査 ・587名に調査を実施し、325名から回収 (回収率 55.4%)

7

1. 事業概要 (4) 調査概要②

■さらに、下記の対象者にヒアリングを実施した。

調査対象		概要
専門学校	協力校	本年度、国事業に参加している専門学校 5校
	過去協力学校	過去、国事業に参加していた専門学校 3校
生徒	A.修学等のための支援者 (従来の協力者)	2校2名
	B.新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者	1校3名
	その他生徒	国事業に参加していない生徒 1名
都道府県		国事業の都道府県担当 1名

8

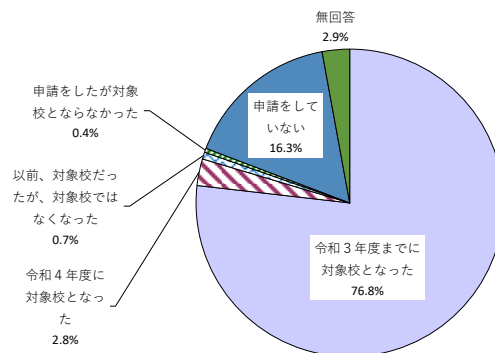
2. 修学支援新制度と その影響について

9

2. (1) 高等教育の修学支援新制度の実施状況 ①対象校

- 専門学校に、高等教育の修学支援新制度の対象校になっているかについてきいたところ、回答校の79.6%が「対象校となっている」と回答。
- このうち、令和4年度に対象校となった学校は、2.8%である。

図表 高等教育の修学支援新制度の対象校か
(学校調査(R4) :n=1,384)

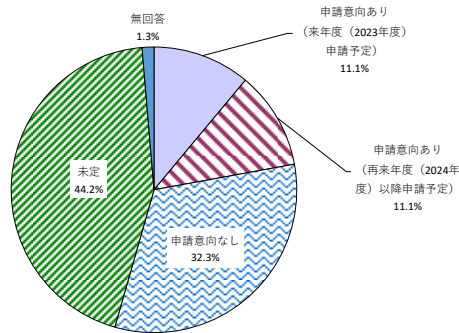


10

2. (1) 高等教育の修学支援新制度の実施状況 ②今後の修学支援新制度への申請意向

- 令和4年度の高等教育の修学支援新制度の対象校ではない学校の、令和5年度以降の申請意向をみると、「申請意向あり」と回答しているのは22.2%。
- 32.3%が「申請意向なし」と回答、44.2%は「未定」と回答している。

図表 高等教育の修学支援新制度の今後の申請意向
(学校調査(R4):n=226(令和4年度対象校以外))

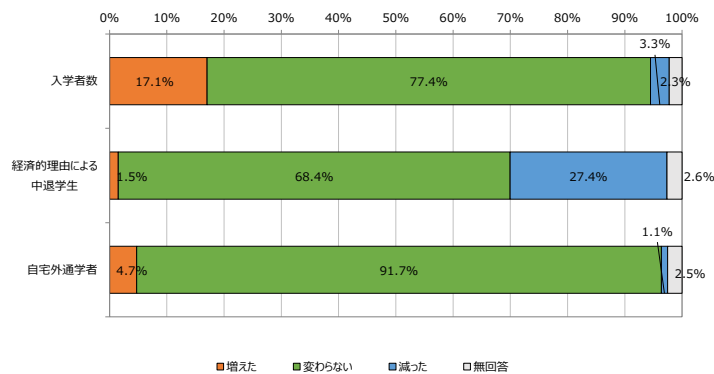


11

2. (2) 高等教育の修学支援新制度による生徒への影響

- 修学支援新制度の対象校に、新制度開始に伴う学校への影響について聞いたところ、17.1%の学校が「入学者数」が「増えた」と回答している。
- 「経済的理由による中退学生」については、27.4%の学校が「減った」と回答している。

図表 高等教育の修学支援新制度による生徒への影響
(学校調査(R4)(n=1,102(新制度対象校))

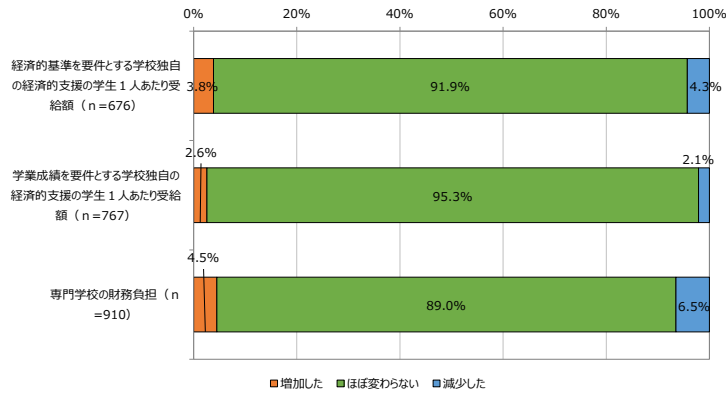


12

2. (3) 高等教育の修学支援新制度による学校への影響

■修学支援新制度の対象校に、新制度開始に伴う学校への影響について聞いたところ、「**経済的基準を要件とする学校独自の経済的支援の学生1人あたり受給額**」「**学業成績を要件とする学校独自の経済的支援の学生1人あたり受給額**」「**専門学校の財務負担**」のいずれも9割の学校が、「**ほぼ変わらない**」と回答している。

図表 高等教育の修学支援新制度による学校への影響
(学校調査(R4)(新制度対象校(無回答を除く)))



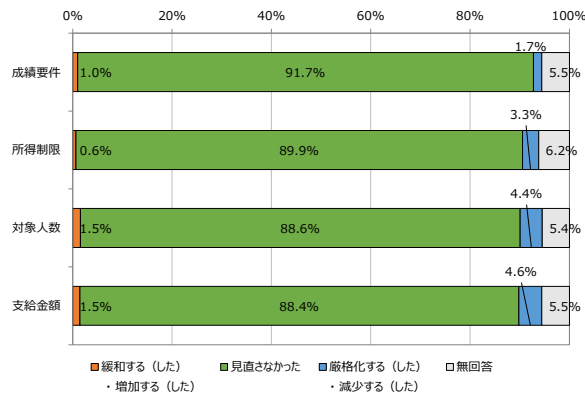
13

2. (4) 高等教育の修学支援新制度による学校独自の経済的支援制度への影響①

■修学支援新制度の対象校に、新制度開始に伴う独自の学生支援制度の変更に付いて聞いたところ、約9割の学校は、「**成績要件**」「**所得制限**」「**対象人数**」「**支給金額**」の見直しをしていない。

■「**対象人数**」「**支給金額**」については、5%弱の学校が「**減少**」している。

図表 学校独自の経済的支援制度の変更
(学校調査(R4):n=1,102(新制度対象校))

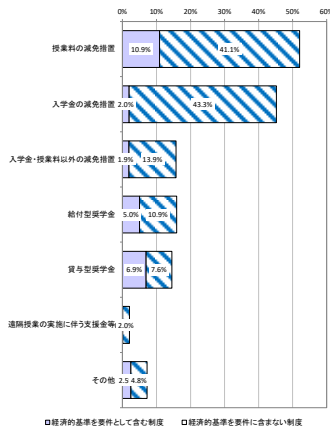


14

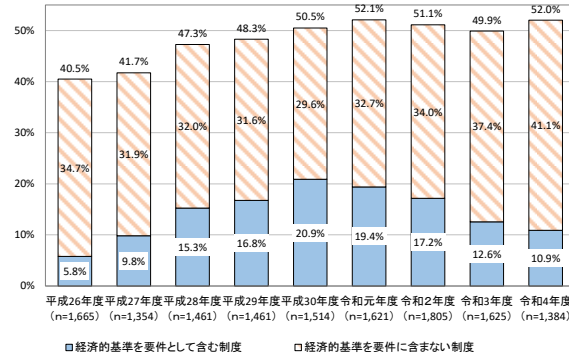
2. (4) 高等教育の修学支援新制度による学校独自の経済的支援制度への影響②

- 学校独自の経済的支援の実施状況を見ると、「授業料の減免措置」の実施割合が52.0%と高い。このうち、経済的基準を要件とする比率は10.9%である。
- 国事業の支援要件である「経済的基準を要件とする授業料の減免措置」の実施割合は、平成26年度から平成30年度までは拡大傾向にあったが、修学支援新制度の導入に伴い廃止した学校もあり減少傾向にある。

図表 学校独自の経済的支援の実施状況
(学校調査(R4) :n=1,384)



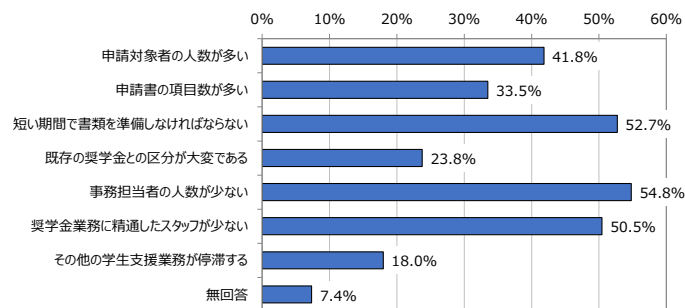
図表 授業料減免措置の実施割合の変化
(学校調査(H27~R4))



2. (5) 高等教育の修学支援新制度についての対応状況

- 高等教育の修学支援新制度の対応についてきいたところ、「事務担当者の人数が少ない(54.8%)」「短い期間で書類を準備しなければならない(52.7%)」「奨学金業務に精通したスタッフが少ない(50.5%)」など、体制面での課題が多くあげられた。

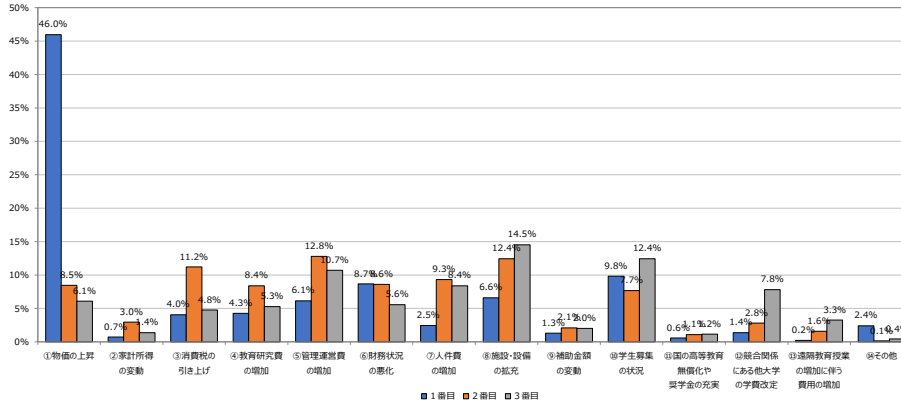
図表 高等教育の修学支援新制度についての対応状況(複数回答)
(学校調査(R4) :n=1,102(新制度対象校))



2. (6) 学生納付金の値上げについて

- 学生納付金の値上げを検討する要因となりうるものについてきいたところ、46.0%の学校が「物価の上昇」を1位として選んだ。
- 2位は「管理運営費の増加(12.8%)」「施設・設備の拡充(12.4%)」「消費税の引き上げ(11.2%)」の割合が高い。
- 3位は「施設・設備の拡充(14.5%)」「学生募集の状況(12.4%)」の割合が高い。

図表 学生納付金の値上げを検討する要因となりうるもの(1~3位を選択)
(学校調査(R4):n=1,384)



17

3. 国事業の効果の検証

18

3. (1) 調査対象者の状況

- アンケート回答者について、「国事業・修学支援新制度併用」「国事業のみ利用者」「修学支援新制度のみ利用」「両方とも利用なし」の4つに分類して傾向を確認する。
- 国事業を利用して修学支援新制度を利用していない生徒(国事業のみ利用者)の半数は、年齢要件が理由で新制度を利用していないことがうかがえる。

図表 本年度の調査サンプル

対象者		サンプル数
国事業・修学支援新制度併用者 (コロナ禍による家計急変世帯)		3
国事業のみ利用者	従来制度 (コロナ禍以外)	2
	コロナ禍による家計急変世帯	4
修学支援新制度のみ利用者 (過去協力者)		14
両制度とも未利用 (過去協力者)		14

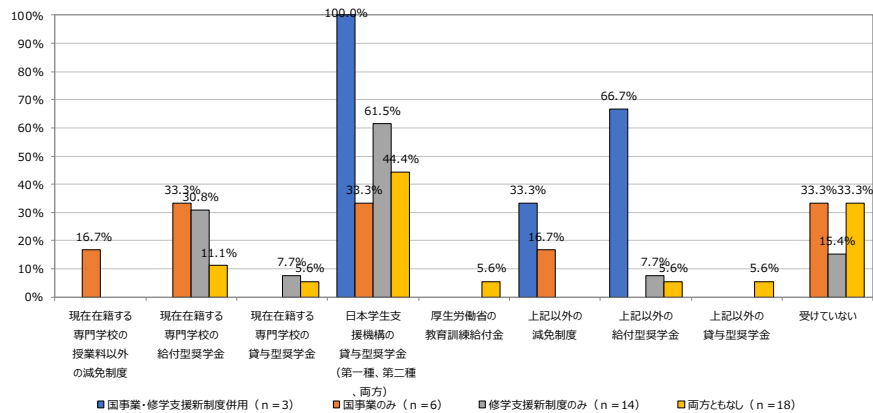
図表 年齢構成

対象者	平均年齢 (歳)	内訳
国事業・修学支援新制度併用	20.0	19~21歳
国事業のみ	24.3	20歳 3名、20代後半 2名、30代 1名
修学支援新制度のみ	20.8	19~22歳
両方ともなし	23.4	19~22歳 16名、30代 1名、40代 1名

3. (2) 他に利用している経済的支援制度

- 国事業、修学支援新制度以外の利用している経済的支援制度は下記の通り。修学支援新制度利用者では、日本学生支援機構の貸与型奨学金の利用割合が高い。
- 修学支援新制度を利用していない学生は、3割強が他の制度も利用していない。

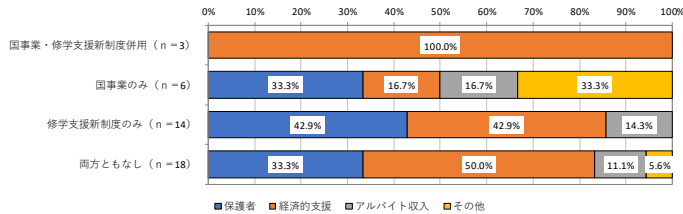
図表 利用している経済的支援制度(複数回答)(協力者調査)



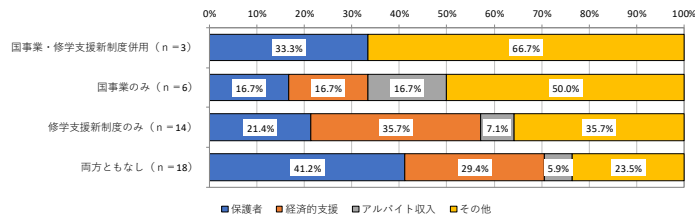
3. (3) 授業料・生活費の負担方法

- 協力者の授業料・実習費・施設設備費、生活費の負担方法をみた。
- 特に、国事業利用者で「保護者」の負担割合が低い。

図表 授業料・実習費・施設設備費の負担方法(協力者調査)



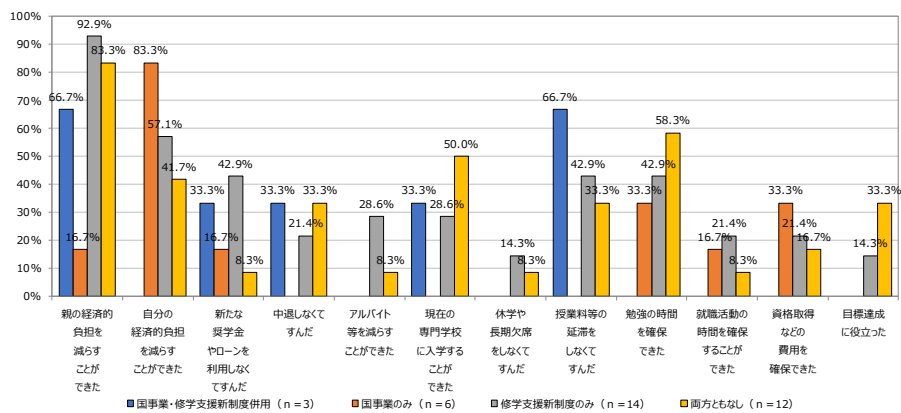
図表 生活費の負担方法(協力者調査)



3. (4) 経済的支援の効果①

- 経済的支援の効果を見ると、国事業者のみは「自分の経済的負担を減らすことができた」、それ以外は「親の経済的負担を減らすことができた」の割合が高い。

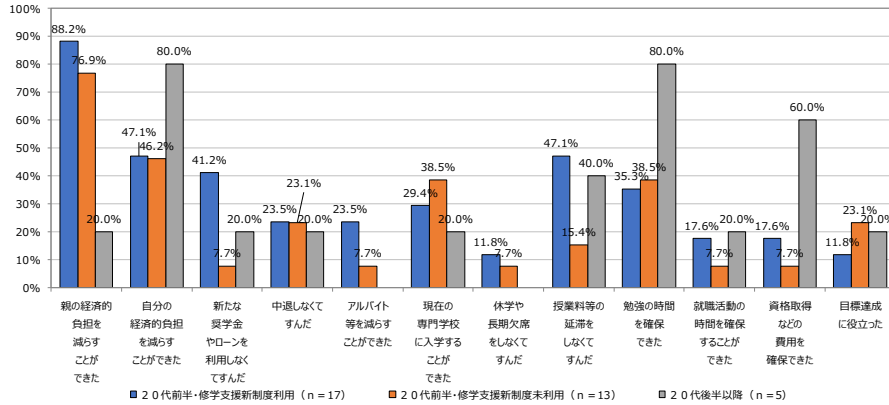
図表 経済的支援の効果(複数回答)(協力者調査)



3. (4) 経済的支援の効果②

- 年齢別に経済的支援の効果を見ると、20代前半は「親の経済的負担を減らすことができた」、20代後半は「自分の経済的負担を減らすことができた」の割合が高い。
- 20代後半は「勉強の時間を確保できた」「資格取得などの費用を確保できた」の割合が高い。
- 20代前半では、修学支援新制度利用者で「授業料等の延滞をしなくてすんだ」「新たな奨学金やローンを利用しなくてすんだ」の割合が、未利用者より高い。

図表 年齢・新制度有無別 経済的支援の効果(複数回答)(協力者調査)

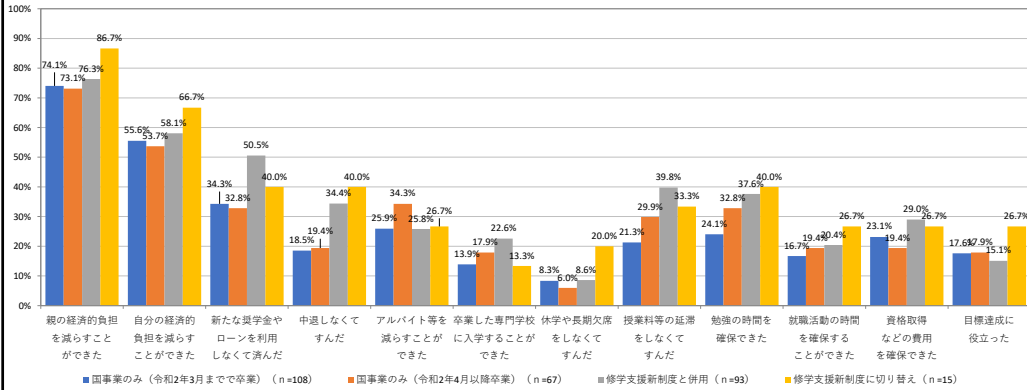


4. 卒業生の状況

4. (1) 在学時の国事業の効果

- 平成27～令和3年度の協力者(卒業生)を、受給時期・修学支援新制度の利用状況で4つに分類し、在学時および現在の状況を見る。
- 在学時の国事業の効果については、「親の経済的負担を減らすことができた」「自分の経済的負担を減らすことができた」など様々な項目に効果がみられた。
- 特に「修学支援新制度と併用」「修学新支援制度に切り替え」の卒業生において、効果があったという回答割合が高い。

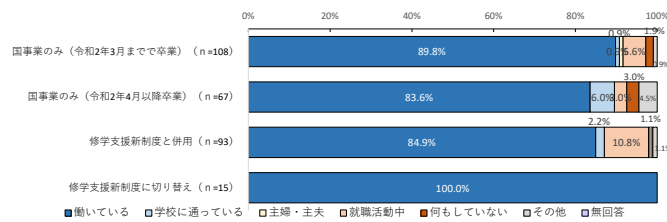
図表 在学時の国事業の効果(卒業生調査(R4))



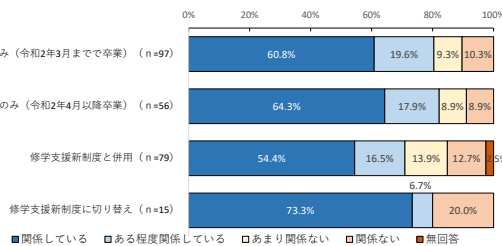
4. (2) 現在の状況

- 現在の状況を見ると、どのカテゴリも8割以上が働いている。
- 多くの卒業生が「専門学校で学んだ専門分野」と関係のある業務についており、特に国事業のみの利用者では8割となっている。

図表 在学時の現在の状況(卒業生調査(R4))



図表 「専門学校で学んだ専門分野」と現在の業務の関係(卒業生調査(R4))



5. ヒアリング調査結果

27

5. (1) 国事業について ①国事業に参加した経緯

■令和2年度より以前から国事業に参加していた学校の多くは、もともと学校にあった授業料減免制度を活用し、国事業に参加している。一部の学校においては、国事業を知ったことで学校独自の減免制度を立ちあげて参加している(学校独自の減免制度の普及に、一定の効果があつたといえる)。

■令和2年度以降では、コロナ禍への対応や、修学支援新制度では支援できない生徒を支援するために新たに事業に参加した学校がある。

<従来あつた制度を活用>

- 国事業について都道府県担当者からお知らせいただき、対象生徒がいたため参加した。もともと学校独自の奨学金制度があつたが、これを授業料減免制度に変更し運用した。
- 授業料や学納金が払えずに退学する生徒が増えてきたため学校で対策を考え、平成21年から、学校独自の授業料減免制度を行い始めた。国事業が始まり、元々の学校独自の授業料減免制度と合わせて生徒に利用してもらうこととした。
- 平成23年度に学校独自の授業料減免制度を立ち上げた。ただし、学校予算の中での授業料減免であり、採用される学生に限りがある。平成27年度から国事業が始まることを知り、より多くの学生を支援したく参加した。

<国事業を契機に制度を新設>

- 元々は学校独自の減免制度が無かつた。国事業が始まると知り、学校独自の減免制度を作つた。学校独自の減免制度は、修学支援新制度が始まってからも並行して実施している。

28

5. (1) 国事業について ①国事業に参加した経緯(続き)

<国事業を契機に制度を新設(続き)>

- 国事業に参加していた理由は、家計が厳しい学生が多かったためである。現在も、母子家庭や両親の別居など、現実的な問題を抱えている学生が多い。入学前のオープンキャンパスでも、経済的な問題についての相談が相当数あった。そのような状況で、学校として特待以外にも何かしようということになった。業界は人を欲しているため、企業に送り出すことが専門学校の責任だと考えている。学校で何か支援を始めようと考えていたタイミングで、県から国事業の話があった。

<令和2年度以降に新規参加>

- コロナ禍で家計が厳しくなり、中退しなければという生徒を救おうということがきっかけで、令和2年度の「新型コロナの影響による家計急変者」への支援が始まってから国事業に参加した。学校側の権限で実施可能な予算内で、「新型コロナの影響による家計急変者」の支援のみとした。学校独自の授業料減免制度は以前からあったが、経済的理由とは全く関係のない制度であった。そこで、経済的理由を基準とした学校独自の授業料減免制度を立ち上げた。
- 当校は理容師と美容師のダブルディグリー認可校であり、理容師免許と美容師免許を3年間で取得できる。理容師・美容師のどちらかの免許を取得した2年間で一旦は卒業扱いとなり、進級は再入学の扱いになる。そのため、プラス1年間の修得者学科に進級した生徒が、修学支援新制度の対象外になってしまった。そこで、これらの学生を支援するため国事業に参加した。経済的に苦しい生徒に、どうかして支援をしたいという思いがあった。これまで学校独自の授業料減免制度は無かったので、修学支援新制度の対象外の生徒向けに減免制度を作り参加した。

29

5. (1) 国事業について ②修学支援新制度が始まったことによる変更点

■令和2年度以降、これまで学校独自の授業料減免制度+国事業の対象層が、修学支援新制度を利用するようになり、利用者が減少、あるいは授業料減免および国事業参加を休止しているケースが多い。

■一方、修学支援新制度ではカバーしきれない生徒(高等学校卒業後3年以上の学生、他子世帯)を対象として、学校独自の授業料減免制度+国事業を利用するケースが多くなっている。

- 修学支援新制度は、学校独自の減免制度と併用できない規定を設けた。大部分の生徒が新制度の利用者となった。修学支援新制度対象外の生徒が、学校独自の減免制度を利用している。学校独自の減免制度の対象者は、夜間部の社会人の生徒が増えている。修学支援新制度の方が減免額が大きいため、高等学校卒業後2年以内の学生には修学支援新制度を勧めている。
- 修学支援新制度には、高等学校卒業後2年以内という条件がある。また、所得基準があり、日本学生支援機構の給付型奨学金を利用していることが前提である。修学支援新制度ではカバーしきれない生徒を、学校独自の授業料減免と国事業で支援している。学校独自の減免制度は、多子世帯など幅広く経済的支援ができるよう設定している。国事業の対象となる生徒には申請してもらい、対象にならない生徒には学校独自の減免制度等で支援する。
- 平成27～平成31年度までは、国事業の対象者が多かった。令和2年度から修学支援新制度始まり、そちらの支援対象者が多くなった分、国事業の対象者が減った。

30

5. (1) 国事業について ②修学支援新制度が始まったことによる変更点(続き)

- 経済的に困難な家庭の学生は、国事業でなく日本学生支援機構の給付奨学金と修学支援新制度を利用するよう変更した。現在行っている学校独自の支援は、貸与奨学金(世帯年収450万円)予約採用者としたため、現在は国事業には参加していない。
- 修学支援新制度が始まり、対象とする学生の大部分をカバー出来るため、現在は国事業に参加していない。国事業を併用する場合、必要経費以上に支援をもらう可能性がある学生もいる。また、事務的にも煩雑である。修学支援新制度によって、授業料のほぼ満額の支援を受けている学生もいる。修学支援新制度を利用してもなお、経済的に困っていて入学ができないという学生は、今のところはあまりいない。なお、修学支援新制度が始まり、学校独自の授業料減免制度も休止している。
- 学校独自の授業料減免制度の説明会には大勢の生徒が集まる。しかし、生徒からの提出書類を見ると、修学支援新制度に該当する者が大半を占めた。「学校独自の授業料減免制度か修学支援新制度、どちらか一方を利用」としているため、修学支援新制度を利用する場合、学校独自の授業料減免制度は利用できない。よって、国事業を利用する生徒もいなくなった。

31

5. (1) 国事業について ③コロナ禍家計急変者支援(B)について

- 令和2年度から開始されたコロナ禍家計急変世帯に対する支援は、要綱では具体的な基準は設けていなかったが、学校それぞれで独自の基準を設けていた。
- 明確な基準がないために、学校で設けた基準が厳しくなった、判断が難しく利用しにくかった、といった意見も聞かれた。

<コロナ禍家計急変の基準>

- 日本学生支援機構の家計急変の基準に従った。日本学生支援機構の要件が厳しかったことで、多くの学生が利用するに至らなかった可能性がある。日本学生支援機構の要件は、家計が減少したことの証明が難しい。
- 学校独自の授業料減免制度の利用者のうち、「新型コロナの影響による家計急変」を理由として申し込んだ生徒に対してだけ、国事業について知らせている。

<コロナ禍家計急変者支援(B)を利用しなかった理由>

- 今年度、学校独自の授業料減免制度の利用者の中には、コロナ禍を起因とする生徒はいなかった。
- アルバイトの収入など、様々な条件を見る必要がある。収入が減っている証明が難しく、募集はしたが利用者がいなかった。所得減少の基準について学校がどう判断するのが非常に難しい。国事業の判断基準も明確ではなかったため、利用しづらかった。基準が打ち出せるほど、所得が減った証明を出せる学生もいなかった。

32

5. (1) 国事業について ④修学支援アドバイザーについて

■修学支援アドバイザー制度については、協力者だけでなく他の関心のある生徒にも参加してもらうなど有効活用している学校があった。

■一方で、修学支援アドバイザーのする話が、現在の協力者である社会人学生などのニーズにあっていないなどの問題もみられた。

- 国事業の対象生徒が少ないため、他の関心のある生徒にも参加してもらっている。ファイナンシャルプランナーの話は重要でためになるため、多くの生徒に聞かせたい。修学支援新制度を使っている生徒や日本学生支援機構の奨学金を利用している生徒が、修学支援アドバイザーの話に参加している。貸与型の奨学金を利用しているのであれば、返済をしなくてはいけないことを改めて考えてほしい。例えば就職後にケガや病気で収入が途絶えた場合、返済を見過ごさずにしっかりと連絡することなど、改めて理解してほしい。また、卒業後のお金の使い方など、幅広く様々な話をしていただける。学生の将来の学びに繋がるため、活用している。
- 国事業の修学支援アドバイザーとしてFP（ファイナンシャルプランナー）が来るが、主な内容が奨学金返済の話であった。今年度の協力者は、日本学生支援機構を借りていない。対象にあった話をしてほしい。また、協力者は何年も続けて支援を利用するが、毎回同じ内容のセミナーなことも問題。
- 国事業の修学支援アドバイザー制度があるが、使い方がわからないこともあり使っていない。

33

5. (1) 国事業について ⑤周知方法

■国事業の周知については、ヒアリングした学校では「学校独自の減免制度対象者に直接伝える」など、限られた範囲でのみ行われていた。

- 国事業については、学校独自の減免制度対象者のみに追加して伝えている。
- 国事業については、学校独自の減免制度対象者のうち、「新型コロナウイルスの影響による家計急変」を理由とした生徒のみに直接伝えている。
- 日本学生支援機構の説明会は行っているが、学校独自の減免制度の説明会はなく、校内掲示で希望者を募っている。
- 学校公式HP、学内の説明会を開催して周知している。
- 学校独自の授業料減免制度の説明の際、国事業の説明はしていない。学校独自の授業料減免制度の対象になった生徒に対して、且つ国事業の対象になる生徒にのみ国事業の説明をしている。

34

5. (1) 国事業について ⑥国事業の効果

- 国事業の実施により、「学費未納の減少」「経済的理由による中退の減少」「アルバイト時間の減少」など、協力者の経済的負担を減少させたという意見が多く聞かれた。
- また、国事業を受けたことで協力者の勉学に対するモチベーションアップにつながったという意見も多かった。
- 令和2年度以降では、「修学支援新制度対象外の生徒」「コロナ禍での家計急変者」への経済支援という側面が大きい。

<経済的負担の減少>

- 経済的理由での学費の未納が大きな問題になっていたが、国事業を開始して多少未納が減った。
- 経済的な理由で退学する生徒が若干減った。国事業対象生徒については、退学せずに通常通り卒業していった。その面では、国事業の支援の影響は大きかった。
- 経済的理由のある学生は日本学生支援機構の奨学金を使っているが、奨学金で全てカバーできるわけではないため、アルバイトをする学生がいる。授業が終わってからアルバイトをする生活は、帰宅後に予習復習の時間を取ることが難しい。平成27年度から国事業を利用した、延べ27名のアルバイトの時間を減らすことが出来た。その分、自宅で学習する時間や、就職活動の時間確保にも繋がった。学生にとって非常にありがたい支援制度だった。
- 学生、あるいは保護者の経済的負担が少し減少した。学生が資格取得する上での目標を達成しやすくなった。

35

5. (1) 国事業について ⑥効果(続き)

<生徒の勉学促進>

- 国事業は、非常に効果があった。入学後のモチベーションアップにもなった。国事業を受けた生徒は全員しっかり卒業して就職していった。非常にありがたい効果だった。
- 学校独自の減免制度の要件には、経済的理由だけではなく、「他の学生の模範となる学生」という大きな括りがある。具体的には、入学後の学業成績や、出席率全科目85%以上というものである。周りの生徒のモチベーションにもつながる判断基準を設けて選考している。
- 対象の生徒の頑張っている姿を見て、他の生徒のモチベーションアップに繋がった。対象の生徒が他の学生の模範となることで、学校全体に影響がある。こういった制度を活用してモチベーションを上げていくという意味では、ありがたい制度だった。

<修学支援新制度対象外の生徒への支援(令和2年度以降)>

- 社会人の学生は、修学支援新制度の対象から外れてしまう。夜間部には新制度が適用されない社会人学生が多い。そういった生徒への支援として、非常に助かっている。
- 専門学校には、一度就職をして社会で働いてから、学び直しのために進学する学生が多くいる。その場合、修学支援新制度の対象にならない。今回利用している学生も、高等学校を卒業してから三年間は民間企業で働いた。しかし、システムの勉強がしたいということで専門学校に進学した。

36

5. (1) 国事業について ⑥効果(続き)

<コロナ禍での家計急変者への支援(令和2年度以降)>

- 対象の1名の学生(コロナ家計急変)は、国事業の支援もあり経済的には乗り越えた。生徒の両親も大変ありがたいと感謝していた。無事卒業させることが出来そうとのことであった。国事業を利用出来たおかげで、更に学ぶ意欲が湧いている点が非常に良かった。
- 本人よりも保護者から非常に感謝された。保護者から電話があり、「この制度のおかげで無事卒業が出来ました」とお礼を言われた。学生にとっては非常に使いやすい制度であった。
- 国事業利用者の2名は、家庭の事情もありアルバイトをしている生徒たちである。コロナ禍でアルバイトも思うように出来ないなど、生活が非常に苦しい生徒もいる。国事業からの支援分もあり、大分勉強に集中できるのではないかと思う。国家資格を取る学科であるため、資格取得に向けて、アルバイトが全く出来ない月もある。アルバイトが出来ない月にその支援金を充てることが出来るため、非常に助かっているといっている。

37

5. (1) 国事業について ⑦課題

- 国事業の課題としては、特に教材費など授業料以外の負担が多い専門学校生に対しては、「授業料以外の費用への支援」があると望ましい、という意見があげられた。
- また、授業料負担を保護者が行っているケースなどの場合、経済的支援が必ずしも生徒の行動変容(アルバイトを減らす、勉強へのモチベーションアップ)につながらないという意見もあげられた。

<授業料以外への支援>

- 授業料だけの減免は、学生の負担は大幅な軽減を実感できるものになってはいないと感じる。授業料以外の学費の負担も大きい。この部分も支援があるとよりよい。

<学校の負担が大きい>

- 生徒が国事業を受けるためには、学校が半額出さなければならない。支援額が、学校が出す金額の半分であるということに対して、金銭的に限界があると感じていた。

<必ずしも生徒の行動変容までにはつながらない>

- アルバイトを辞める生徒が減っていない。アルバイトをしながら通学する生徒の数は変わらない。

38

5. (2) 修学支援新制度について ①効果

■令和2年度から開始された修学支援新制度については、アンケート結果と同様、多くの学校から「入学者の増加」につながっているのではないかと意見が聞かれた。また、経済的な中退や学費未納の減少効果についても多くあげられた。

■また、全ての学校ではないが、アルバイトの減少や生徒の勉学へのモチベーション向上につながっているという意見もきかれた。

<入学者の増加>

- もし修学支援新制度が無かった場合、当校の分野の資格を取るために学ぶということが出来なかった学生がいる。この制度が、そういった学生たちの後押しになったことが非常にありがたい。
- 年々、修学支援新制度の対象者が増えているため、修学支援新制度によって入学者が増えている可能性がある。修学支援新制度があるから当校を選んでいるのか、入学者が偶然対象者なのかは定かではない。
- 学生募集の際、この制度について全面的に宣伝している。学校側としても、認可校として売りにしている。一定の効果はあったが、ただし、それだけで入学者数が多くなったわけではない。「専門学校に進学せずにそのまま就職しようかな」「通信課程に進もうかな」という学生たちに、昼間にしっかり学ぶ選択肢ができる。
- 修学支援新制度が始まり、社会的養護を必要とする学生が明らかに増えていると感じる。

39

5. (2) 修学支援新制度について ①効果(続き)

<入学者の増加(続き)>

- 入学者は増加している。オープンキャンパスで、経済的な問題は無いかと質問をする。家計が困難だという話が出た場合、「修学支援新制度はご存じですか」と聞くのだが、既に学校から聞いており申請予定の場合が多い。高等学校にもかなり浸透している感触はある。
- 学校HP上に掲載しており、高校訪問の際にも資料を渡しているため、入学試験前から修学支援新制度の問合せがくることが増えている。高等学校在学時に申込みをして入学する生徒、或いは入学後に新規で申込みする生徒もかなりいる。入学前からある程度周知できており、修学支援新制度を認識して入学する生徒が多い。
- 修学支援新制度が無かった場合、進学自体が出来ていないと思われる。

<経済的な中退の減少、未納の減少>

- 学費の未納者が相当数いたが、修学支援新制度が始まったことにより、未納が減った。
- 入学者については大きな実感はないが、経済的な理由による中退は減った実感がある。また、バイトの時間が多少減って、勉強に集中する時間を確保できるようになったと感じている。
- 入学後に、経済的理由で退学する生徒は減少した。今のところ0名である。
- 修学支援新制度が始まってから、経済的問題で退学する生徒が大幅に減った。以前は、最も多かった退学理由が経済的問題、次いで成績の問題であった。今は成績の問題で退学する生徒が大半である。

40

5. (2) 修学支援新制度について ①効果(続き)

<アルバイトの減少>

- 以前は、夜までアルバイトをしている生徒が多く、学校に来ても眠そうであった。修学支援新制度が始まり、夜のアルバイトをする生徒が減り、アルバイトにかかる時間も減った。修学支援新制度が無かった場合はアルバイトをしていたはずの時間を、実習や学びの時間に充てることができたため、とても助かっている。以前は、奨学金を借りずにアルバイトし過ぎる生徒が多かった。修学支援新制度が始まり、給付奨学金もあり、アルバイトをし過ぎる生徒はいなくなった。生徒のアルバイト状況にも、非常に効果があった。
- 以前は、夜に居酒屋でアルバイトをしている生徒もいたが、修学支援新制度が始まってから大分減った。その分、課題などに取り組むようになった。生活費のためにアルバイトをせざるを得ない生徒もいるが、土日のみのシフトなどに留まっている。支援の効果だと思う。

<生徒のモチベーション向上>

- 修学支援新制度を受けて入学している生徒は、モチベーションがある。修学支援新制度に認定された通知をする際、モチベーションを上げるために対象生徒を集めて話をし、意識付けしている。対象の生徒が成績不良になった場合、頑張ることで成績を上げなければ修学支援新制度の支援が受けられなくなる旨を説明し、指導している。支援を受けなければ通学出来ない生徒もいるので、意識していると思う。

<学校の負担減>

- これまで学校が負担していた減免額を、大分減らすことが出来た。

41

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望1

■修学支援新制度への課題・要望として「支援条件の拡大」が多くあげられた。特に、社会人になってからの再入学や大学卒業後の入学も多い専門学校では「高等学校卒業2年以内という条件」の緩和についての要望が多かった。この他、支援条件に当てはまらない中間所得層、ダブルディグリー(2学科目の入学生徒)への支援等の意見もあがった。

■このほか、支援額の増加、授業料以外の減免範囲の拡大、大学との支援額の差の解消等も要望としてあげられた。

<支援条件の拡大>

- 大学卒や社会人の学生が多い専門学校のため、高校卒業後2年以内という条件について、もう少し対象範囲を広げてほしい。
- 高等学校卒業2年以内という条件について、一度就職をしてから学び直しで進学をする際、対象外になる場合が多い。可能であれば改善してほしい。社会人の者は一旦職を離れて、昼に通学する。そういった学生が一番多く利用しているのが、厚生労働省の職業訓練給付金である。しかし、修学支援新制度を使いたいという学生もいる。もう少し幅広く支援できたらと思う。
- 実際には家計だけでなく、他の理由で苦しんでいる家庭が多いと思う。支援条件に当てはまれば減免や給付奨学金を受けられるが、あと少しのところまで支援条件に当てはまらない中間所得層が非常に苦しんでいる。修学支援新制度が始まって2年間この問題に立ち会ってみて、制度の枠が広がったほうが良いと感じた。

42

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望1(続き)

<支援条件の拡大(続き)>

- ダブルディグリーの3年目の修得者学科への支援が、一番課題を感じている。3年目のコースを持っている学校は、ほぼ全国的に少ないが、修得者学科まで支援の幅を広げていただければ、生徒も学びやすいと思う。

<額の増加、減免範囲の拡大>

- 給付奨学金は区分Ⅰで75,000円程度のため、家賃と光熱費分である。アルバイトをしなければ食費は賄えないため、修学支援新制だけでは生活ができないという印象である。例えば厚生労働省の専門実践教育訓練給付金の支援金と同程度の金額であれば良いと思うが、奨学金だけでは生活の維持は難しく、勉学にのみ専念することは困難である。
- 修学支援新制度は授業料減免にはなるが、その他の学納金は対象にならない。専門学校では、実習の材料費などの負担がかかる。それで、アルバイトを辞めることが出来ない。土日だけでもアルバイトしなくてはならない状況である。

<大学との差の解消>

- 大学と同額の減免をしてほしい。大学は70万円で専門学校は59万円だが、減免額に差があることが納得できない。授業料は分野で変わるため、勉強する分野で差をつけてはどうか。

43

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望2

■修学支援新制度では、支援区分見直しによる学年途中での支援の喪失も課題となっているという意見があがった。学年途中で支援を外れてしまった場合は、救済する制度がない学校が多く課題となっていた。

■学年途中で支援が外れてしまった場合、日本学生支援機構の貸与型奨学金の貸与額引き上げによって対応するケースもある(支援が外れてしまうことにそなえて日本学生支援機構の貸与型奨学金に申し込んでおくケースもみられた)。

<支援区分見直しによる支援の喪失>

- 見直しで支援区分が変わる学生が、思っていたよりも多い。区分から外れた学生に、学校独自の支援等はない。ただ、継続して申請を行うことで支援区分が戻り、再度対象になる可能性がある。諦めずに引き続き申請するよう案内している。
- 修学支援新制度を利用している区分Ⅲの生徒の中には、見直しで区分から外れてしまう者が複数いる。修学支援新制度の区分から外れた生徒を救済する制度は学校には無い。
- 修学支援新制度利用者は1年ごとに支援区分の見直しがある。10月の見直しで課税額の基準となる年が変わり、前年度まで満額だった生徒が急に支援から外れてしまい、問題になった。扶養者の数が少し変わっただけで、支援から外れてしまうため、当該生徒の家庭に負担をかけてしまった。

44

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望2(続き)

<支援区分見直しによる支援の喪失(続き)>

- 過去2年間の中で、支援区分Ⅲから見直して外れてしまった生徒もいる。その場合は第一種奨学金が復活して、第二種奨学金の額を上げてカバーする形になる。非常に大変である。支援区分Ⅲから見直して外れてしまった生徒について、後期で切り替わった場合には、時期的なこともあり学校として他の支援は出来ていない。
- 修学支援新制度の申請について、入学時は両親の世帯収入で判断するが、入学後は生徒自身のアルバイト収入が世帯収入に加わってしまう。そのため、見直しの際に対象から外れる生徒が多い。今回の見直しで、支援区分Ⅰから対象外になった生徒がかなり多かった。そのうち、両親の収入は増えていないケースが何件も見られた。生徒にとっては授業料の一部に充てるためにしたアルバイトが原因で、支援区分から外れてしまう。アルバイトをしない方が修学支援新制度を受けられるという状況になってきている。新卒の夜間部の生徒についても、勉強のために病院等でアルバイトをさせると、支援区分が変わってしまう。矛盾が生じていると感じる。

45

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望3

■成績要件の認知度の低さも課題としてあげられた。申し込み段階では、修学支援新制度には成績要件があることを把握していない生徒も多く、周知が課題となっている。

■この他、要件を把握できていない生徒や保護者がいるケースもある。

<成績要件の認知度の低さ>

- 学校独自の減免制度や国事業の基準は、明確で分かりやすく、成績も学生に示しながら対応している。しかし、修学支援新制度はGPAが下位4分の1に2回入った場合に廃止という基準が、生徒に浸透していない。生徒は経済的理由だけで支援を受けられると思っている。警告を出した段階で初めて、生徒がGPAの要件を知るといった状況がある。細かい基準まで理解して利用している学生が少ない。学校から学生に対し、経済的基準だけでなく成績の基準もあるという説明が必要であるというところが、今までの制度と異なる点である。入学後新たに申し込み場合も説明会はしている。しかし、学生は経済的理由や支援区分の説明に意識が集中してしまい、成績要件の説明を理解していない。
- 在学中に、成績不良で支援廃止になってしまう学生がいる。予約採用が多いが、高校での説明もあまり出ていないように思う。低所得層向けとして支援を広げたが、今年度は出席率が悪く警告等をした。今年度以降増えていくのではないかと。出席率が悪い場合に警告があり、警告が2回で廃止になるが、「廃止」という表現が分かりにくいのではないかと。初期通知は1回来るため、その際は1回目の警告ができるが、学生の自覚の問題が大きい。保護者や先生に言われたから修学支援新制度を受けている、という生徒が多い。自主性がある生徒は、問題が起きないため分からない。

46

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望3(続き)

<成績要件への対応>

- 成績不良で支援対象から外れ、退学手前の生徒がいる。座学の成績は悪いが、物作りをさせると非常に優秀で、校内のコンテストでグランプリを取る。だが、学校の成績として見ると学力が低い。成績下位になると、修学支援新制度の対象から外れてしまう。今後、GPAが下位4分の1に入ってしまう可能性があり、GPAだけで判断されるのは少し悩ましい。専門学校には、「特別な能力」というものがある。「特別な能力」の部分で、成績不良をカバーする仕組みがあれば良いのではないか。

<要件を把握していない生徒・保護者の存在>

- 事前に要件を確認せず申し込む保護者が多く、毎年必ず1~2人は「なぜ採用されないのか」という問合せがある。現在、コロナ禍で説明会等はできていない。新入生の場合、7、8割は予約採用である。高校の段階である程度目途をつけている。高校の先生が修学支援新制度をよく知らないことや、保護者が周知の対象になっていないこと等、周知に関して問題がある。基本的に低所得者は申し込み出来るはずだが、「高校に聞いたら所得平均の条件に満たないから申し込み出来ないと言われた」という話があった。
- 奨学金一種の併給調整について気付かなかったり、知らなかったりする保護者・学生が多い。後期の学費の支払い時に、一種の奨学金が支給されないケースがある。入学前に高校で説明してもらわないと、為す術がないことが多い。入学し、定期採用の1次募集終了後に、「奨学金一種が支給されない」、「区分変更でお金が足りない」、などのケースがある。給付のみに申し込んでいたり、給付と一種で併給調整されたりしてお金が足りなくなることが非常に多い。高校卒業前には、掛かる学費は概ね分かるはずである。自身で必要経費を計算してから入学してもらわなければ、家計急変採用、緊急・応急採用では対応しきれないことが多い。

47

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望4

■「保護者が学費の面倒は見ないが、支援基準に満たないため支援を受けられない」「保護者が、生徒の経済的支援の支給金を使ってしまう」など家庭の問題も生じている。家庭内の問題のため、学校側が踏み込むことができず、生徒への支援が難しくなっているケースもある。

<複雑な家庭への支援の難しさ>

- 修学支援新制度は、生徒の家庭が複雑な場合に支援対象から漏れる場合がある。

例1：両親が実質的には別居状態で、学費などの面倒をみない。

例2：両親が高等学校卒業までは学費を出したが、卒業後は自力で進学、通学しなさいと言う。

上記の例で、両親の収入が支援対象以上の場合、支援から漏れてしまう。学校としては一番の障害であると思っている。高等学校の先生から両親を説得してもらおうなど、そういった話がままある。進学の必要書類に記入してくれず、所得証明などを用意してくれない保護者もいる。

- 「奨学金の満額を借りてほしい」と保護者に言われた生徒がいる。理由を聞くと、「妹や弟がいるため」という内容であった。保護者に断るよう、学校から生徒に伝えるケースもある。親が奨学金を使ってしまうケースもあるが、家庭の問題なので非常に難しい。

48

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望4(続き)

＜複雑な家庭への支援の難しさ(続き)＞

- 今年の3月31日に、1名の入学辞退があった。それなりに収入がある家庭だが、両親から「自力で進学しなさい」と言われたとのこと。その生徒は今年度の入学を諦め、1年間バイトをしてお金を貯めて、先日のオープンキャンパスに来た。必死で1年分のお金を貯めたと言っていたが、まだ願書が出ていない。保護者にある程度の収入があるにも関わらず自力で進学させることは、家庭の教育方針であるのか、そうではないのかは分からない。しかし、そういった学生がいるのは事実である。学校が、家庭の中にどこまで介入できるか、親子の関係にどこまで踏み込めるか、難しい問題である。
- 9月末で退学をした生徒に、手続きが遅くなり10月分を支給してしまった際、返金してもらわなくてはならないが、返せないことがある。お金がない家庭に5~10万円が入った場合、それは使ってしまう。生活保護世帯・生活保護に準ずる世帯が給付の対象になっているので、もう支給したお金なので回収しないと決めた方が良いと感じる。しかしモラルハザードの問題もあり、痛し痒しである。よく聞くケースでは、親が奨学金を使い込んでしまっている。毎年出てくる問題である。問題が発覚した際に、貸与を受けている生徒の場合は、後で返すのが楽なように貸与の金額を減らすよう言っている。相談を受けた時には大体手遅れである場合が多い。貸与型の奨学金は生徒の口座に入金しているが、親が口座を管理している場合、防ぎようがない。授業料減免であれば親に使われるということはないが、それで全額賄えるわけではない。また、寮に入っている学生は学費と合わせて寮費も請求する。寮費は減免されないため、その際に発覚するケースはあると思う。

49

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望5

- 国事業と同様に、修学支援新制度においても、授業料負担を保護者が行っているケースなどの場合、経済的支援が必ずしも生徒の行動変容(アルバイトを減らす、勉学へのモチベーションアップ)につながらないという意見もあげられた。
- また、アルバイト自体が楽しくなり、アルバイト減少にはつながらないというケースもある。

＜アルバイト減少までつながっていない＞

- 修学支援新制度によってアルバイトが減っているかどうかについては、生徒の家庭の状況による。これまでも奨学金一種・二種で対応は十分できていたと思う。給付を受けたからといって、お金があればあるほど良いという学生はいる。また、生活保護のアルバイトの制限が無くなり、アルバイトした分だけお金が使えるとなると、そちらを重視する学生も一定数いると思う。
- 修学支援新制度を利用したことで、ある程度は経済的に余裕が生まれたはずだが、アルバイトを辞めない生徒が多い。アルバイトが楽しくなり、学校に来なくなる。そのため単位を落とし、成績不良で退学するという流れになることが多い。退学する生徒の理由を聞くと、学校の授業についていけないということが根本にある。授業についていけず学校が楽しくなくなり、アルバイトに集中してしまう。アルバイトを辞めるか続けるかは、経済的な理由とは別の要因もある。支援を受けたからといって、アルバイトを減らすということに直結していない。始めは家計を助けるためであったアルバイトが、自分の楽しみのためへと目的が変わっていく。

50

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望6

■修学支援新制度は、学校の事務負担についても課題として挙げられた。特に、年度途中の区分変更や生徒の在籍報告など、年度途中に発生する事務手続きについて負担が大きいという意見が多くあげられた。

<学校の事務負担>

- 事務負担が大きい。年に何度か申請があり、回数と確認要件のボリュームが多い。
- 9月末に所得区分の見直しがあることについて、年度の途中で支援区分が変わってしまうため、事務手続きが煩雑である。例えば支援区分Ⅱが支援区分Ⅰに変わる場合は問題無いが、支援区分Ⅰが支援区分Ⅱに変わる場合は返金が発生し、計算も大変である。1年時は支援区分Ⅰ、2年時は前年度の所得に応じて、4月に区分が切り替わるという形になれば、学校側の事務手続きも減らせると思う。
- 生徒の在籍報告が比較的頻繁にある。忘れてしまう学生がおり、確認が大変である。
- 機関要件を毎年出すことになっているが、書類作成が大変である。徐々に慣れてきてはいるが、提出時期にかなり稼働が取られる。大きな学校や大学は専属の人員が置けるだろうが、小さい学校は兼務しながらなので大変である。制度上の課題ではなく、学校の課題である。基本的にはありがたいと思っている。申請のための資料を作っていた際、審査の着目点は理解できた。修学支援新制度1年目のため、機関要件に足りない部分を見直し、学校の仕組みを改善できた。しかし、また同じ資料作成をするというところが少し大変だと感じる。

51

5. (2) 修学支援新制度について ②課題・要望6(続き)

<学校の事務負担(続き)>

- 毎年、県に更新申請として、カリキュラムやシラバス等の書類を提出しなければならない。6月と11月の請求についても、生徒一人一人の出席状況などを、管理簿を見ながら申請する業務がある。加えて、対象の生徒には支援区分についての内容の通知を出さなければならない。非常に負担が増えている。
- 学校の認定が対象校から外れた場合、再度の認定が難しいとなると大変だと感じている。学生数が減ってきているため、対象校の条件が気にかかっている。

52

5. (3) 生徒の状況 ①生徒1

属性	国事業A 4年制課程4年生 30代既婚 2年時から国事業に参加
支援の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校独自の授業料減免と国事業は、学校の掲示板の掲示物で知った。もしかしたら自分も該当するのではないかと思い、学校に問い合わせたが、締め切り後であった。次の年に申請し、2年次から国事業を利用した。 他の経済的支援は利用していない。
支援の効果	<ul style="list-style-type: none"> 金額的にはあればあるだけ助かるが、国事業があること自体によって4年間非常に助かっている。入学の段階では経済的支援について全く考えておらず、元々授業料を支援に当て込んでいたわけではない。そもそもの制度として、あってよかったと思っている。 国事業を利用してからもアルバイト量自体は変わっていないため、収入や生活スタイルという面では、減免前・減免後も特に変わりはない。しかし、減免をしていただくことによって生活費に回せるお金が増える。そういった意味では環境の変化はあった。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 学校の掲示板の案内ではなかなか気付かない。4月か5月にお知らせのプリントが1枚配布されたが、ぱっと見て自分が該当するか分からなかった。周知が紙ベースだけでは、若い子たちは気付きにくいと感じる。

53

5. (3) 生徒の状況 ②生徒2

属性	国事業A 4年制課程4年生 20代 1年時から国事業を利用
支援の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 高校の同級生がこの専門学校に通っており、支援制度があると聞いて入学を決めた。修学支援新制度は高等学校卒業後2年以内が対象であるため、該当していなかった。そのため学校の授業料減免制度・国事業を利用した。
支援の効果	<ul style="list-style-type: none"> 元々2年間通うつもりで入学した。しかし、その後に就職してまた学び直したいとなった場合に年齢や時間のこともあるため、4年間通おうと思った。入学する前の段階では、学費面で悩んでいた。国事業のおかげで4年間通える目途が立ち、アルバイトなしで4年間通えた。 もしこの制度が無かった場合、2年間学び、妥協して就職するか、アルバイトをしながら4年間学ぶか、どちらかで考えたと思う。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> なし

54

5. (3) 生徒の状況 ③生徒3	
属性	国事業B 3年制課程3年生 20代 3年時から国事業を利用
支援の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 元々この学校の姉妹校に兄が通っていて、経済的支援があることを聞いていたため、入学して申し込もうと思っていた。 1年時から学校の授業料減免を利用していたが、今年（3年生）、国事業もあることを学校に教えてもらい申し込んだ。 修学支援新制度も1年時から利用しており、現在まで支援区分Ⅱである。 日本学生支援機構の貸与型奨学金も使っている。卒業後、働いて返していく。
支援の効果	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は親が支払っているため、支援が決定すると親の家計が助かる。自分には、あまり影響はない。 修学支援新制度について、思っていたよりも減免があるので助かると親が言っていた。 奨学金を使って学費を払っている。修学支援新制度の給付型奨学金も、授業料に充てている。 アルバイト代で学校に必要な教科書代等を払っている。国事業の支援が増えても、教科書代等はアルバイト代でまかなっているため、アルバイトの時間が減るということはない。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 各種の経済的支援制度については、実際に私が支援金を管理しているわけではなく、親管理の部分なのでなんとも言えない。 国事業については、1年時に知りたかった。

55

5. (3) 生徒の状況 ④生徒4	
属性	国事業B 2年制課程1年生 10代 1年時から国事業を利用
支援の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 授業料減免は、入学前にパンフレットで知った。この制度が無くても、この学校のカリキュラムで進むつもりだったが、制度を知って、よりいいと思った。授業料減免を申し込んだとき、国事業についても教えてもらった。 修学支援新制度は、入学前に予約をしている。 日本学生支援機構の貸与型奨学金も申し込んではあるが、使ってはいない。
支援の効果	<ul style="list-style-type: none"> 支援により、主に親の負担が減っている。自身への影響はそんなになく、アルバイトも減っていない。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

56

5. (3) 生徒の状況 ⑤生徒5	
属性	国事業B 3年制課程3年生 20代 3年時から国事業を利用
支援の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校の授業料減免については、入学前にパンフレットで知っていた。入学してから先生に聞き、申し込んだ。国事業もその時から使用している。 家からの交通費等、奨学金で引いた後の学費で考えて学校を選んだ。学校の授業料減免を使えば、家から多少距離があっても安く済むだろうと考えた。
支援の効果	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は親が払っているので、支援金なども親が受け取っている。自分が学校を卒業して就職したあとに、親に出してもらったお金を返していくと家族内で決めている。国事業があることで、親に借りている金額が減るので、将来的なメリットがある。また、親が学校に払う授業料が現時点で減るので、家計もそこまで余裕がないので助かる。 修学支援新制度について一度検討はしたが、条件に当てはまらなかったので申し込みはしていない。日本学生支援機構の貸与型奨学金も利用していない。 奨学金等と授業料については親に任せているため、国事業で支援金が増えてもアルバイトには影響しない。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 高校から奨学金等の情報提供はなく、自分と親で探した。進学先に大学を選ぶ生徒が多い高校だったため、高校側からは専門学校の情報があまりなかった。 学校で奨学金を借りられるタイミングが、全部バラバラになり分かりにくい。入学時に、どの奨学金が何月に申し込みができるのか分かるといい。 修学支援新制度について、一人暮らしかどうかで基準が異なっており、条件があわなかった。一人暮らしかどうかで差をつけなくて欲しい。

5. (3) 生徒の状況 ⑥生徒6	
属性	国事業利用なし 4年制課程1年生 10代
支援の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 修学支援新制度を利用している。高校卒業時に申し込んだ。母親に聞いて存在を知った。
支援の効果	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が助かっている。母親に確認したところ、多少洋服など好きなものにお金を使うことができていると聞いた。学費は奨学金等で賄えるから、家庭の方に余裕が出てきた。 今の金額でとても満足している。この制度を受けていることによって、生活が支えられているため、特に問題点や不満はない。プラス面の方が多い。とても助かっている。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 母親が管理しており、自分はよく分かっていない。細かい判断は母親に任せているため、困っていることは特にない。

6. まとめ

59

6. まとめ①

<国事業の状況、及び事業効果(令和2年度以前の状況)>

- 時系列のアンケートデータ、およびヒアリング調査から、国事業により学校独自の減免制度を開始した学校もあることがわかる。専門学校における学校独自の減免制度の普及に、国事業が一定の効果を果たしてきたといえる。
- 前年度調査までも協力者に対する国事業の効果が明らかになっているが（「経済的負担減」のほか、「学修促進」「奨学金・ローン・アルバイトの減少」「中退・休学・授業料延滞の防止」の効果）、学校へのヒアリングからも「学費未納の減少」「経済的理由による中退の減少」「アルバイト時間の減少」「勉学へのモチベーションアップにつながる」など効果が大きいとの意見が多く聞かれた。

<国事業の状況、及び事業効果(令和2年度以降の状況)>

- ヒアリングから、令和2年度の修学支援新制度の開始により、国事業の状況も変わっていることが明らかになった。これまでの国事業参加者層が、修学支援新制度を利用するようになり、学校独自の授業料減免制度の利用者が減少している。学校によっては、授業料減免制度を休止し、国事業にも参加しなくなっているケースもみられる。
- 一方で、現在の国事業参加者として、修学支援新制度ではカバーしきれない生徒（高等学校卒業後3年以上の学生、他子世帯等）を対象としているケースが多くなっている。アンケート結果をみても、本年度の国事業参加者には、20代後半以上の生徒が多数含まれている。ヒアリングでも、修学支援新制度で支援できない生徒を支援できることが、国事業の効果として多くあげられた。

60

6. まとめ②

<国事業の状況、及び事業効果(令和2年度以降の状況 続き)>

- 加えて、令和2年度から開始された「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学支援(B)」を利用するケースもある。こちらは、高等学校卒業後2年以内で学生修学支援新制度と併用するケースも多い。
- アンケートで国事業等経済的支援の効果を見ると、高等学校卒業後3年以上の協力者は、経済的に独立しているケースが多く、「自分の経済的負担を減らすことができた」「勉強の時間を確保できた」「資格取得などの費用を確保できた」等をあげている。一方、20代前半の協力者は、「親の経済的負担を減らすことができた」「授業料等の延滞をしなくてすんだ」「新たな奨学金やローンを利用しなくてすんだ」等の効果をあげている。

<国事業の課題等>

- 令和2年度から開始されたコロナ禍家計急変世帯に対する支援は、要綱では具体的な基準は設けていないため、学校それぞれで独自の基準を設けていた。明確な基準がないために「学校で設けた基準が厳しくなった」「判断が難しく利用しにくかった」といった課題もある。
- 修学支援アドバイザー制度については、奨学金の返済など従来の支援層には役に立つアドバイスがなされている一方で、経済的に自立している高等学校卒業後3年以上の協力者等にはマッチしていないという課題もある。
- 特に教材費など授業料以外の負担が多い専門学校においては、「授業料以外の費用への支援」があると望ましい、という意見があげられた。

61

6. まとめ③

<修学支援新制度の状況、効果>

- 専門学校に、高等教育の修学支援新制度の対象校になっているかについてきいたところ、回答校の約8割が「対象校となっている」と回答。
- 修学支援新制度の効果について、アンケートでは、17.5%の専門学校が「入学者数が増えた」、27.4%の専門学校が「経済的理由による中退学生が減った」と回答している。ヒアリングにおいても、「入学者の増加」「経済的な中退の減少」「学費未納の減少」等が効果としてあげられている。
- また、全ての学校ではないが、アルバイトの減少や生徒の勉学へのモチベーション向上につながっているという意見もきかれた。

<修学支援新制度の課題・要望>

①支援要件への要望(支援範囲の拡大、大学との格差解消等)

- 修学支援新制度への課題・要望として「支援条件の拡大」が多くあげられた。特に、社会人になってからの再入学や大学卒業後の入学も多い専門学校では「高等学校卒業後2年以内という条件」の緩和についての要望や、支援条件に当てはまらない中間所得層への支援の要望があった。また数は多くないが、ダブルディグリー(2学科目の入学生徒)への支援等の意見もあがった。
- この他、支援額の増加、授業料以外の減免範囲の拡大、大学との支援額の差の解消等も要望としてあげられた。

62

6. まとめ④

<修学支援新制度の課題・要望(続き)>

②学年途中での支援区分の見直し、支援の喪失

- 学年途中での支援区分の見直しによる支援の喪失も課題として多くあげられた。学年途中で支援を外れてしまった場合は、救済する制度がない学校が多く課題となっていた。なお、学年途中で支援を外れてしまった場合、日本学生支援機構の貸与型奨学金の貸与額引き上げによって対応するケースもある（支援が外れてしまうことにそなえて日本学生支援機構の貸与型奨学金に申し込んでおくケースもみられた。そのため、アンケートにおいても、修学支援新制度の利用生徒は、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用しているケースが多い）。

③制度要件の認知

- 成績要件の認知度の低さも課題としてあげられた。申し込み段階では、修学支援新制度には成績要件があることを把握していない生徒も多く、周知が課題となっている。この他、要件を把握していない生徒や保護者がいるケースもある。

④複雑な家庭への支援の難しさ

- 「保護者が学費の面倒は見ないが、支援基準に満たないため支援を受けられない」「保護者が、生徒の経済的支援の支給金を使ってしまう」など家庭の問題も生じている。家庭内の問題のため、学校側が踏み込むことができないため、生徒への支援が難しくなっているケースもある。
- 高等学校卒業後2年以内が対象となる修学支援新制度では、授業料負担を保護者が行っているケースが多く、経済的支援が必ずしも生徒の行動変容（アルバイトを減らす、勉強へのモチベーションアップ）につながらないという意見もあげられた。

63

6. まとめ⑤

<修学支援新制度の課題・要望(続き)>

⑤事務手続きの煩雑さ、専門学校内での人手不足

- アンケートで修学支援新制度の対応についてきいたところ、「事務担当者の人数が少ない（54.8%）」「短い期間で書類を準備しなければならない（52.7%）」「奨学金業務に精通したスタッフが少ない（50.5%）」など、事務手続き面での課題が多くあげられた。
- ヒアリングにおいても、特に、年度途中の区分変更や生徒の在籍報告など、年度途中に発生する事務手続きについて負担が大きいという意見が多くあげられた。

<学費について>

- アンケートで、学生納付金の値上げを検討する要因となりうるものについてきいたところ、「物価の上昇（46.0%）」を1位とする学校が最も割合が高い。2位は「管理運営費の増加（12.8%）」「施設・設備の拡充（12.4%）」「消費税の引き上げ（11.2%）」の割合が高い。

64